

那覇市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。次条において「法」という。)第77条の規定に基づき、重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障がい者に対して修学に必要な身体介護等を提供することにより、当該重度障がい者の社会参加を促進することを目的として実施する那覇市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業(以下「本事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度訪問介護 法第5条第3項の重度訪問介護をいう。
- (2) 重度障がい者 本市に居住し、かつ、重度訪問介護を利用している者又はそれに準ずると市長が認める者をいう。
- (3) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (4) 重度訪問介護サービス事業者 重度訪問介護を行う法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、重度障がい者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大学等に入学後に停学その他の処分を受けていない者
- (2) 大学等に入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無又は極めて少ないなど、学修の意欲に欠けると認められる状況にない者

(支援対象範囲)

第4条 本事業の対象となる支援の範囲は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福

社サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)における重度訪問介護において、「通年かつ長期にわたる外出」として支給対象外となる部分(時間)のうち、市長が必要と認めた部分(時間)とする。

(支援内容)

第5条 本事業の対象となる支援の内容は、重度訪問介護に相当する支援のうち、重度障がい者が大学等に修学するに当たり必要となる通学中及び大学等の敷地内における支援(以下「大学等修学支援」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる支援は、本事業の対象としないものとする。

(1) 大学等からの帰宅途中における余暇活動その他の修学にかかわらない活動への支援

(2) 重度訪問介護の利用の対象となる支援

(3) 大学等において構築された支援体制によって提供される支援

(大学等の要件)

第6条 本事業の対象となる大学等は、次に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。

(1) 障がいのある学生の支援について協議、検討、意思決定等を行う委員会及び障がいのある学生の支援業務を行う部署又は相談窓口が設置されていること。

(2) 常時介護を要するような重度の障がいのある学生に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。

(利用申請)

第7条 本事業を利用しようとする者(次条第2項において「申請者」という。)は、那覇市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業利用申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 那覇市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業利用計画書(第2号様式)

(2) 大学等に在籍し、又は在籍することが決定していることを証する書類

(3) 那覇市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業承諾書(第3号様式)

(4) 大学等が前条の要件を満たしていることを確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(利用決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用の

認否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、那覇市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業利用決定(変更)通知書(第4号様式)又は那覇市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業利用(変更)申請却下決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 3 利用を認める決定(以下「利用決定」という。)の有効期間は、利用決定の日から起算して、初めに到来する3月31日までの期間又は大学等における支援体制が構築されると見込まれる期間のうちいずれか早い期間とする。

(利用決定の変更)

第9条 利用決定を受けた者(以下「利用決定者」という。)は、第3条に規定する要件又は第7条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、那覇市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業利用変更申請(届出)書(第6号様式)により、市長に申請し、又は届け出るものとする。

- 2 前項の規定による申請又は届出の区分については、現に受けている利用決定に係る事項の変更にあつては申請と、居住地等の軽易な事項の変更にあつては届出とする。
- 3 第1項の規定による申請に係る手続については、第6条及び前条の規定を準用する。この場合において、変更後の利用決定に係る有効期間の満了日は、変更前の利用決定に係る有効期間の満了日とする。

(利用終了の届出)

第10条 利用決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、那覇市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業利用終了届出書(第7号様式)により、速やかに市長に届け出るものとする。

- (1) 利用決定者が第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用決定者が本事業の利用を辞退するとき。

(利用決定の取消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 利用決定者が第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用決定者が本事業の利用を辞退したとき。

(3) 利用決定者が偽りその他不正の手段による申請をしたことが判明したとき。

(4) その他市長が利用決定を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消をしたときは、那覇市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業利用決定取消通知書(第8号様式)により、利用決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消をした場合において、当該取消に係る部分に関し既に第14条第1項の修学支援給付費が支払われているときは、重度訪問介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(利用決定の更新)

第12条 利用決定の有効期間が満了した後においても本事業を利用しようとする利用決定者は、利用決定の有効期間が満了する日の60日前から更新の申請を行うことができるものとする。ただし、当該有効期間の終了時において大学等における支援体制の構築が十分であると見込まれる場合は、この限りでない。

2 前項の申請に係る手続については、第7条及び第8条の規定を準用する。

3 利用決定の有効期間が満了する日以前に第1項の申請があった場合における利用決定の有効期間の開始日は、更新前の有効期間が満了する日の翌日とする。

(利用契約)

第13条 利用決定者は、大学等修学支援の提供を受けようとするときは、那覇市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業利用決定(変更)通知書(第4号様式)を重度訪問介護サービス事業者に提示し、当該重度訪問介護サービス事業者と利用の契約を締結するものとする。

(給付費等)

第14条 市長は、利用決定者が重度訪問介護サービス事業者から大学等修学支援の提供を受けたときに要した費用(以下「修学支援給付費」という。)を、当該利用決定者に代わり、当該重度訪問介護サービス事業者に支払うことができる。

2 修学支援給付費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる利用者負担額を控除して得た額とする。

(1) 別表の規定に基づき算定した額

(2) 前号の額に100分の10を乗じて得た額

- 3 第1項の規定による支払があったときは、利用決定者に対し、修学支援給付費の支給があったものとみなす。
- 4 利用者負担額の上限は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条の規定の例による。
- 5 利用決定者は、利用者負担額を重度訪問介護サービス事業者に直接支払うものとする。
- 6 重度訪問介護サービス事業者は、利用決定者から利用者負担額の支払を受けたときは、当該利用決定者に領収証を交付するものとする。

(支払請求等)

第15条 重度訪問介護サービス事業者が修学支援給付費の支払を受けようとするときは、当該重度訪問介護サービス事業者が大学等修学支援の提供を行った日の属する月の翌月10日までに、那覇市重度訪問介護利用者修学支援給付費請求書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 那覇市重度訪問介護利用者修学支援給付費明細書(第10号様式)の写し

(2) 那覇市重度訪問介護利用者修学支援サービス提供実績記録票(第11号様式)の写し

- 2 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査の上、修学支援給付費を支払うものとする。
- 3 重度訪問介護サービス事業者は、前項の規定による支払を受けたときは、受領した旨を利用決定者に通知するものとする。

(費用の返還)

第16条 市長は、重度訪問介護サービス事業者が、偽りその他不正な手段により修学支援給付費の支払を受けたときは、当該重度訪問介護サービス事業者から、支払を受けた費用の全部又は一部を返還させることができる。

(秘密の保持)

第17条 重度訪問介護サービス事業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用決定者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(調査等)

第18条 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、利用決定者又は重度訪問介護サービス事業者に対し、本事業に係る報告若しくは書類の提示を

命じ、又は重度訪問介護サービス事業者の事業所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

(書類の整備)

第19条 重度訪問介護サービス事業者は、大学等修学支援の内容等に係る記録を作成し、当該支援を提供した日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第14条関係)

基本部分	
1時間未満	1,860円
1時間以上1時間30分未満	2,770円
1時間30分以上2時間未満	3,690円
2時間以上2時間30分未満	4,610円
2時間30分以上3時間未満	5,530円
3時間以上3時間30分未満	6,440円
3時間30分以上4時間未満	7,360円
4時間以上8時間未満	8,210円に30分を増すごとに850円を加算
8時間以上12時間未満	15,050円に30分を増すごとに850円を加算

※ 最初の1時間の算定には、40分以上の支援を必要とする。これ以降は30分ごとに算定することとし、この算定のためには20分以上の支援を必要とする。

※ 1事業所につき、1日の提供時間を通算し算定する。

移動介護加算	1時間未満	1,000円を加算
	1時間以上1時間30分未満	1,250円を加算
	1時間30分以上2時間未満	1,500円を加算
	2時間以上2時間30分未満	1,750円を加算
	2時間30分以上3時間未満	2,000円を加算
	3時間以上	2,500円を加算

※ 通学等のために移動を伴う介護を行った場合に、その所要時間に応じた金額を算定可能とする。

<small>かくたん</small> 喀痰吸引等支援体制加算	1人1日当たり1,000円を加算
------------------------------------	------------------

※ かくたん 喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第2項のかくたん 喀痰吸引等をいう。)を行った場合に算定可能とする。